

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和3年度第1回水戸市都市景観審議会
- 2 開催日時 令和3年12月3日（金） 午前10時から午前11時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所 4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 山本 早里, 小坪 のり子, 須田 浩和, 川島 宏一, 篠根 玲子,
黒澤 輝子, 阿久津 和次, 三上 靖彦, 谷田部 亘
 - (2) 執行機関 高橋 靖, 加藤 久人, 平澤 俊之, 権瓶 厚, 中村 良太, 永瀬 浩一,
秋葉 由佳, 小川 邦明, 関口 慶久, 薄井 俊平
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 景観重要建造物の指定について【公開】
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料名称
令和3年度第1回水戸市都市景観審議会 次第
資料1 景観審議会委員名簿
資料2 水戸市都市景観審議会に係る関係規定
資料3 令和3年度第1回水戸市都市景観審議会座席表
○水戸城大手門等復元整備に関する資料
○都市景観諮問第1号 景観重要建造物の指定について
参考資料1 位置図
参考資料2 現況写真
参考資料3 景観重要建造物に係る関係規定
○令和3年度第1回水戸市都市景観審議会（パワーポイント印刷）

9 発言の内容

執行機関

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回水戸市都市景観審議会を開催いたします。

はじめに、高橋市長より御挨拶申し上げます。

高橋市長

委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中、本審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、本日お諮りいたします案件でございますが、「景観重要建造物の指定」について御審議いただくものです。後ほど担当より説明いたしますが、景観重要建造物は、地域の景観上重要な建造物について、景観法に基づき指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものでございます。

本日は、今年度、一連の全ての復元整備事業が完了しました、水戸城大手門・二の丸角櫓・土堀について、本市初の景観重要建造物として指定することを諮問させていただきます。

こちらの建造物は、景観づくりの事業として進めてきたものでございまして、文化庁の方から様々な御指導をいただき、できるだけ史実に忠実に復元をさせていただいております。

また、建築技術につきましても、相当の苦労を重ねながら特殊技術を使って完成をさせた、というものでございます。私どもはこれらを、これからこの景観形成はもとより、観光振興、あるいは子どもたちの歴史教育、あるいは市民の郷土愛を醸成するなど、様々な活用を図っていきたいというふうに思っておりますので、景観形成とあわせて、皆様より様々な角度から、御意見、御提言をいただければありがたいなと思っております。

その諮問をさせていただくわけでありますが、皆様方に忌憚ない御意見をいただきながら、よりよいものとしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。私の方からの御挨拶とさせていただきます。

限られた時間ではございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

執行機関

ここで、高橋市長は公務の都合により退席させていただきます。

審議会の開催に先立ちまして、お手元の資料の確認をいたします。上から、令和3年度第1回水戸市都市景観審議会次第

資料1 水戸市都市景観審議会委員名簿

資料2 関係法令抜粋

資料3 水戸市都市景観審議会座席表

水戸城大手門等復元整備に関する資料

都市景観諮問第1号 景観重要建造物の指定について

参考資料1 位置図

参考資料 2 現況写真

参考資料 3 景観重要建造物に係る関係規定

最後に、パワーポイントを印刷した資料

になります。足りない資料や、印刷が乱れている資料がございましたらお申し出願います。よろしいでしょうか。

ここで、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。お手元の資料 1 を御覧ください。

今回より、水戸市議会議長の改選に伴いまして、市議会議長の須田委員が、委員として審議会に新たに加わっております。一言御挨拶をお願いします。

須田委員

水戸市議会議長の須田と申します。本年 3 月に議長に就任し、今回は初めての審議会でございます。慣れない点があると思いますが、一緒に良いまちが作れるように、よろしくをお願いします。

執行機関

ありがとうございます。それでは御紹介いたします。

(委員紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

水戸市都市景観条例第 35 条第 3 項の規定により、会議の議長である会長が欠席である場合は、副会長が代わりを務めることとなっております。

以降は、本日御欠席の____会長に代わり、____副会長に議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

____副会長

ただいまから議事に入りたいと思いますが、まず出席者を確認いたします。事務局から報告願います。

執行機関

本日の出席者数を報告いたします。本日は審議会委員 11 名のうち、9 名が出席されております。

なお、事務局に欠席の報告がありました委員は、__番 ____委員と__番 ____委員でございます。

委員 11 名に対し、現在 9 名の出席で、半数を超えております。以上でございます。

副会長

事務局より、出席者数が委員数の半数を超えているとの報告がありました。したがって、水戸市都市景観条例第36条第2項の規定に基づき、本審議会は成立しております。

続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。__番 __委員と__番 __委員に、お願いいたします。

本審議会につきましては「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきますので御承知おき下さい。

本日は1社の報道機関が入っており、当審議会の会議を撮影、録音をしたいという申し入れがございましたが、許可するというところで、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

異議なしとのことで、撮影、録音を許可することといたします。それでは、議題に入らせていただきます。まず、諮問書の提出をお願いいたします。

加藤都市計画部長

都市景観諮問第1号 令和3年12月3日 水戸市都市景観審議会様 水戸市長
高橋 靖 諮問書 水戸市都市景観条例第32条第1項第3号に基づき、景観重要建造物の指定について諮問いたします。

副会長

ただいま、諮問書を頂戴いたしました。それでは、事務局より説明願います。

執行機関

それでは初めに、歴史文化財課の方から説明させていただきます。

執行機関

教育委員会歴史文化財課の__と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

歴史文化財課からは、2点ほど御説明をさせていただきます。

1点目は、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史的環境と歴史まちづくりの説明でございます。

弘道館・水戸城跡周辺地区は、本市が推進する歴史まちづくりに係る各種事業のうち、先導的に進めてきた地区でございます。今回御審議いただきます、景観重要建造物の歴史的基盤となりますことから、説明をさせていただくものです。

2点目は、水戸城大手門・二の丸角櫓の復元整備事業の御説明でございます。

この事業の整備範囲は、景観重要建造物の指定範囲とほぼ同一でございます。深い関連性がございまして、説明をさせていただくものです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、1点目の弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史的環境の御説明をいたします。

水戸城大手門等復元整備に関する資料のうち、A3の地図を御覧ください。

この地図は、水戸市の都市計画図と、江戸時代後期の水戸城と城下町の地図とを重ね

た、いわゆる「重ね図」でございます。

この重ね図をもとに、まず、水戸城の説明をさせていただきます。

こちらの塗りつぶされていない、白い4つの区画が、水戸城でございます。東から、東二の丸あるいは下の丸・本丸・二の丸・三の丸と呼ばれております。

水戸城は徳川御三家の1つである水戸徳川家 35 万石の居城というイメージが一般的に強いですが、その起源は平安時代末から鎌倉時代のはじめに、平氏の一族である常陸大掾氏によって築かれた、中世の城郭という一面も有しております。

築城から室町時代にかけては、こちらの本丸が水戸城の中心でしたが、安土・桃山時代に水戸城主となった戦国大名佐竹氏によって、その本拠が隣の二の丸に移されました。その後、江戸時代になって、徳川家康の末っ子である徳川頼房が初代水戸藩主となり、御三家水戸徳川家が城主となって以降、ここ二の丸に天守閣が作られる等、本丸的機能は二の丸に移り、明治を迎えました。

その隣の三の丸は、江戸時代の中頃までは重臣の武家屋敷となっておりますが、江戸時代後期になり、徳川斉昭が第9代藩主となって以降は、武家屋敷を移転し、三の丸全域を藩校弘道館といたしました。

そのため、後ほど御説明いたします、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくり事業は、ここ二の丸エリアが中心となっております。

次に、城下町について説明いたします。

この地図のオレンジ色が、武家屋敷があったエリアです。そして紫色が、町人が住んでいたエリアです。この武士と町人が集住しているこのエリアが、水戸城下町の範囲でございます。このうち、水戸城の東側は現在下市と呼ばれる低地、西側は上市と呼ばれる台地でございます。上市には、三重の堀と土塁を設け、下市にも二重の堀を設けて、有事の際に対応できるよう、防御施設を構築しておりました。そして北側には那賀川（現：那珂川）が、南側には千波湖が広がっており、天然の堀となっております。

このように、城下町全体を防御施設とし、城の一部と見立てることを「惣構」といいます。水戸におきましても、上市・下市の二つの城下町と、那賀川・千波湖を包括した広大なエリアが惣構、すなわち広義の水戸城となっております。

次に、弘道館・水戸城跡周辺地区の歴史まちづくりについて御説明をいたします。

水戸城大手門等復元整備に関する資料のうち、A3のもう1枚の資料を御覧ください。

こちらの資料は、重ね図のうち、水戸城の中心部分を拡大したものでございまして、 副会長が代表を務められております「NPO法人 茨城の暮らしと景観を考える会」が発行されたものでございます。

なお、この地図は平成28年の発行でございまして、現在の整備完了後の状況と一部異なる写真等がございましたことから、今回、 副会長から、最新版に更新したデータを御提供いただきました。お計らいに感謝申し上げます。

説明に戻らせていただきます。

本市では、この水戸城部分を「弘道館・水戸城跡周辺地区」と呼称し、本市の歴史まちづくりを先導的に進めてまいりました。

この地図のうち、丸窓で表示しておりますのが、地区の歴史的資源、すなわち点でございます。点の数は21ございまして、見どころはかなり多い状況です。水戸城ということ

で江戸時代の水戸城に関する散策ポイントが中心でございますが、その一方で、大手橋、低区配水塔、水戸東武館、三の丸旧県庁舎等の近代の散策ポイントも一定割合で分布している点が特徴です。こうした、江戸時代だけに止まらない、近代以後の土地利用の豊かさ、歴史的重層性というのも、弘道館・水戸城跡周辺地区の特徴として、今後とも大切にしていきたいと考えております。

弘道館・水戸城跡周辺地区の整備では、これらの散策ポイントを結ぶ周遊道路の整備も実施いたしました。その周遊道路が、この地図にあります、ピンクの点線で示したルートでございます。この道路は水戸駅北口を発着の起点とし、車ではなく、歩いて、時間をかけてゆっくりと地区の歴史を散策できるように配慮したのが特徴です。道路の仕様につきましても、アスファルト舗装の色を通常の黒舗装から、土色系舗装に変更し、電線地中化を図る等、歴史的景観になじむ仕様に更新をいたしました。

また、この道路周辺整備の一環として、水戸三高や茨城大学附属小学校・幼稚園の塀を白壁塀に変更する等の工事も、____副会長の御尽力をいただきながら実施をいたしました。

この周遊道路は、現在、「水戸学の道」という道路愛称が付されております。

続きまして、2点目の大手門・二の丸角櫓の復元整備について御説明をいたします。

弘道館・水戸城跡周辺地区には、多くの歴史的資源がございますが、その多くは三の丸に集中しており、整備前は、二の丸には集客効果のある歴史的資源が不足しておりました。

そこで、二の丸の歴史的資源のうち、弘道館の正面にかつてあった大手門を復元するとともに、水戸駅北口からのビューポイントとなる、二の丸角櫓を復元することといたしました。

水戸城大手門等復元整備に関する資料のうち、大手門と二の丸角櫓の復元整備の概要を記したA4の資料をご覧ください。

まず、水戸城大手門でございますが、年代は発掘調査等の史実が確認できる天保期に設定をいたしました。構造は木造二階建て、高さ約13m、幅は約17m、奥行きは約6mでございます。総工費は6億5,700万円で、施工期間は外構を含めて平成29年3月から令和2年1月までを要しました。

全国の城門は、両側が石垣で、石垣と石垣の間に櫓を取り付ける「渡し櫓」が多く現存しておりますが、水戸城のように城門の両側が土塁になっているタイプの櫓は現存・復元ともに類例は多くありません。こうした中、水戸城大手門は土塁に取りつく自立型の城門としては全国最大級の規模でございます。両側四隅に取りつく「瓦塀」と呼ばれる高さ4.2mの袖塀とともに、全国的にみても個性ある復元建造物と認識しているところでございます。

整備前と整備後の比較写真にありますとおり、大手橋周辺の景観が大幅に変わり、弘道館に来た多くのお客様が、大手門をくぐって二の丸を散策する等、地区の人流が大きく変わりました。

次に、二の丸角櫓でございますが、復元年代は大手門と同様、近世後期の天保期に設定をいたしました。構造は木造二階建てで、高さ約9m、幅約16mでございます。総工費は7億9,200万円で、施工期間は外構工事等を含めて平成30年3月から令和3年6月までを

要しました。

櫓の規模としては全国の櫓と同等で、水戸城ならではの構造や規模、といった特徴はございませんが、整備前と整備後の比較写真にありますとおり、水戸駅北口ペDESTリアンデッキから眺めることのできる唯一の水戸城建造物でございますことから、水戸駅を降り立った観光客や通勤客の方々に、「水戸駅の眼前にある台地全体が水戸城である」という事実を体感いただくための、格好の復元建造物として、大きく寄与していると認識しております。

また、大手門と二の丸角櫓をつなぐ土塀につきましても、総延長473mという長さで土塁上を囲っており、城郭遺構の雰囲気をよく演出していると認識しております。

最後に、復元の経緯について説明いたします。

水戸城大手門等復元整備に関する資料のうち、復元工事の経緯を写真入りで示している資料を御覧ください。

大手門・二の丸角櫓の復元にあたりましては、想像によるお城風建築ではなく、史実に基づく本物の復元を目指すという方針で行いました。そのため、2の学術調査に、事業期間の約半分以上をかけ、学術的検討を重ねたうえで、慎重に設計を進めてまいりました。

また、3の基礎工事にも書いてございますが、発掘調査で出土した大手門や二の丸角櫓の礎石や地下水路等、オリジナルの遺構を工事によって傷つけず、将来の世代に残すため、盛土による保護層を設けたうえで基礎を打設いたしました。

そのほか、木工事・屋根工事・左官工事・練塀工事等、いずれも江戸時代以来の伝統工法により、旧来の姿に復元をいたしました。

大手門・二の丸角櫓の一連の復元工事は、外構を含めて本年6月に完成し、オープンをいたしました。

コロナ禍で観光客を制限する中でのオープンではございましたが、地区を訪れる観光客の方の数は、近接する水戸城跡二の丸展示館の入館者数が、オープン前の1か月間は2,400人であったのに対し、公開後の1か月間は約4,200人となり、約1.7倍に増加する等、整備前と後の集客効果ははっきり表れております。

今後も、こうした集客が一過性のものとならないよう、産官学協働により、オール水戸でソフト事業を展開するとともに、歴史的景観を維持向上させ、水戸城の魅力を内外に発信してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

執行機関

では、続きまして、都市景観諮問第1号 景観重要建造物の指定について説明いたします。

御参照いただきます資料は、都市景観諮問第1号 景観重要建造物の指定についてと題した資料及びスライド資料が2枚集約で印刷されている資料になりますので、併せて御覧ください。

それでは、スライドを使って説明をいたしますので、会場後方のモニターを御覧ください。

諮問第1号 景観重要建造物の指定について、説明いたします。

本市では、水戸駅の北側に位置する弘道館・水戸城跡周辺地区、スライド資料2ページ目下段の地図の一点鎖線で囲まれた場所でございますが、平成31年4月に都市景観重点地区に指定し、歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観を基本目標に、地区の良好な景観の形成を進めてまいりました。

そして、今年度、地区の景観の核となる、水戸城大手門、二の丸角櫓及び土塀の復元整備に関する一連の事業が完了いたしました。

これらの建造物について、市民の誇りをより一層育み、将来にわたり適切に維持保全を行い、ひいては当該建造物を取りまく地域の良好な景観の形成につなげることを目的として、景観重要建造物に指定したいと考えております。

本日は、このことについて皆さまにお諮りいたします。

ここで、景観重要建造物とは何か、について説明いたします。景観重要建造物とは、国の法律である景観法に規定のある制度です。地域の景観上重要な建造物、建築物及び工作物について、景観行政団体の長、水戸市の場合は水戸市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図ることを目的とした制度でございます。

この景観重要建造物に関する景観法の根拠条文につきましては、参考資料3に抜粋して掲載しておりますので、御参照ください。

次に景観重要建造物の指定の要件についてです。都市景観諮問第1号の中ほどを御覧ください。

要件は、景観法に定めがございます。スライドにお示ししている文章は、参考資料3に掲載している景観法第19条から抜粋し、要約したものです。

「景観計画に定められた指定の方針」に即し、「国が定める基準」に該当するものを指定することができる、とありまして、その具体的な方針を都市景観諮問第1号の四角囲み内に記載しております。

水戸市景観計画では、ご覧の①から⑦の指定の方針を定めております。優れたデザイン性や景観性はもちろんのこと、ランドマーク性や市民の親しみ、歴史・文化の観点や公開性の有無、維持管理についても問う内容となっております。

また、国が定める基準でございますが、こちらは景観法の施行規則に規定されております。都市景観諮問第1号の四角囲み内の下段に記載しております。

参考資料3の四角囲みの部分にも施行規則の抜粋を掲載してございますので、併せて御覧ください。

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物、さらに建造物と一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含み、その外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。これらが、国が定める基準となっております。

続きまして、指定建造物について改めて御説明いたします。都市景観諮問第1号の2ページ目になります。

指定対象は、水戸城大手門、二の丸角櫓、土塀及びこれら建造物と併せて一体的な景観を形成する法面を含む建造物の敷地になります。

指定範囲を次ページの参考資料1にお示ししておりますので、併せて御覧ください。指定建造物の所有者は水戸市、所在地は、水戸市三の丸二丁目地内でございます。

続いて、指定建造物の概要です。先ほど、歴史文化財課から歴史や復元の経緯について、詳しい説明がありましたが、指定建造物の水戸城大手門、二の丸角櫓及び土塀は、元々は明治期に失われものですが、地元の機運の高まりを受け、往時の姿を蘇らせ、水戸城跡全体の価値を高めることを目的として、城内の景観を形成する重要な要素であるこれらの建造物を、遺構や史資料を基に、意匠や構造を復元整備したものでございます。

参考資料1の網掛けで示した部分が、指定する景観重要建造物の範囲になります。そして、黒い線で示した部分は、それぞれ、水戸城大手門、土塀、二の丸角櫓を示しております。

ここから、写真を使って様々な視点場から見た指定建造物を御紹介いたします。

まず、スライド資料7ページ目上段の写真は、水戸城大手門を正面、大手橋付近から見たものでございます。左側の図面の赤い矢印のところから撮影したものです。

建造物の概要ですが、大手門は、水戸城の正門にあたる門であり、木造二階建て、高さは13.3mです。1階は板壁（いたかべ）、2階は柱を露出する真壁（しんかべ）、白漆喰等の仕上げになっています。

スライド資料7ページ下段の写真は、大手門正面を、少し引いた位置の弘道館の手前から撮影したことになります。

スライド資料8ページ目上段、大手門正面の夜間ライトアップです。

スライド資料8ページ目下段、大手門背面の夜間ライトアップ写真です。

次に、二の丸角櫓でございます。スライド資料9ページ目上段の写真は、水戸駅北口ペDESTリアンデッキ上から撮影したものです。建造物の概要ですが、二の丸角櫓は、木造二階建て、中央の角櫓と北側・東側に接続する2つの多聞櫓で構成されており、高さは高い櫓の部分は9.8mになります。

外壁は、柱の外側から張る大壁（おおかべ）。土に砂等を混ぜて用いる伝統的な左官塗壁（ぬりかべ）工法である土塗壁（つちぬりかべ）、白漆喰等で仕上げています。

スライド資料9ページ目下段は、先ほどの写真からやや東に視点場を移動し、引いたものです。

スライド資料10ページ目上段は、西側の県道から二の丸角櫓を見上げたものです。

スライド資料10ページ目下段は、二の丸角櫓の背面になります。二の丸角櫓の内部は展示室になっており、この写真は展示室の入り口側から撮影したものです。

そして、スライド資料11ページ目上段が大手門と二の丸角櫓をつないでおります土塀と法面の写真になります。これは県道をまたぐ大手橋の上から撮影したものです。以上が指定建造物の写真になります。

次に、景観重要建造物に指定した場合の効果です。都市景観諮問第1号の2ページ目中ほどに、景観法の要約文を記載しております。

まず、対象物には、現状変更の規制がかかることとなります。具体的には、増築、改築、移転や模様替え又は色彩の変更を行う場合には、景観行政団体の長である水戸市長の許可が必要となります。

また、景観重要建造物の所有者及び管理者には、良好な景観が損なわれないように適切に管理する義務が生じることとなります。

次に、今後の手続きについて、御説明します。本日の審議会におきまして、景観重要建

建造物に指定することがふさわしいとの御答申をいただきました場合、審議会の結果を踏まえた調整を経て、水戸市長の決定により、景観重要建造物の指定を行うこととなります。

また、景観重要建造物であることを示す標識を設置することが景観法で定められておりますので、標識の仕様や具体的な設置場所等については、指定後に検討してまいります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

副会長

ありがとうございました。それでは事務局から説明があった内容に関しまして、御意見、御質問等ございましたら挙手願います。発言される際は、お手元のマイクのボタン押して御発言ください。いかがでしょうか、___委員。

委員

基本的に賛成の立場であります。その中で、これを指定するかどうか、という議論からやや離れた話にはなりますが、まず1つ目には、これまで指定の対象となるような建造物はあったのでしょうか。初めて水戸市で指定する、ということですが、景観重要建造物の指定をしようという話が突然現れた印象があるので、これまで他に対象物はなかったのか、という疑問があります。

それから、メリット・デメリットの部分について、メリットとしては、先ほど説明があったように、民間の施設を景観重要建造物に指定すると、直す時の助成が受けられたり、相続するときの減免措置があったり、ということだったと思います。公の施設を指定することによるメリットとして挙げていただいたもの（現状変更する際は景観行政団体の長の許可が必要）は、そもそも公のものであり、景観行政団体の長、つまり市長の許可が必要ないのではと思うのですが、民間の建造物ではなく公の建造物を指定するメリットというのは何があるのか、ということについて教えていただきたいです。

副会長

それでは、事務局いかがでしょうか。

執行機関

___委員の御質問についてお答えします。大手門等は市の施設であり、当然適切な維持管理がなされる場所です。平成31年に三の丸地区を景観重点地区に指定する等の取り組みを進める中で、今回、シンボリックな建造物が完成しました。今回の指定の趣旨としましては、この大手門等を、景観重要建造物に指定することで、これを幅広く周知し、この景観づくりの核として、建造物を取り巻く地域の良好な景観の形成に寄与することを期待しています。地域のPRや周辺の波及効果も考えて、指定していくという趣旨になっております。

また、今まで、重要建造物は指定しておりませんでした。水戸市では、平成20年に景観計画を策定し、平成20年度以降の動きとしては、例えば、市の屋外広告物条例の制定や、高度地区の制定などを行ってきました。

委員

質問の意味は、他に重要建造物の指定対象となるような建造物があったのかどうかです。

執行機関

水戸市内で、景観的に良い建造物はあると考えますが、今回は、先ほど御説明しました趣旨により初めて指定させていただきたいと考えております。指定の方針への合致や所有者との協議を求められるような民間の建造物についても、今後の指定では検討していく必要があると考えております。

____委員

分かりました。例えば、三の丸の旧県庁舎や水道低区排水塔等、その地区周辺に色々良いものがある、という状況で、1点だけを取り上げるのではなく、いくつもの指定があって、この周辺は素晴らしい景観を整えているという形が見えてくるとさらに良いと思います。対象となるものがあれば、早期に全部指定していくような形で。ただ、指定の方針に合致しないから指定できないという部分がある場合は仕方ないと思いますが。水戸市は景観や建造物が刻一刻と変わっていく状況にあるので、残さなければならぬものの指定を早めにやるということをお願いしたいです。

先ほど事務局が言っていました、水戸市が所有するものを指定するということのメリットとして、外観に変更を加える際は市長に協議しなければならないとありましたが、これは指定しようがしまいが、市が景観を守るのは当然かと思えます。

また、メリットとして出てきたのは、PRという文字だったと思います。これを指定したことによって、本当にPRができるのかどうかという部分に関しては、私は今のところ疑問があります。指定については賛成なので、ぜひ、PRに繋がるようにやっていただきたいです。

また、関係ない話にはなりますが、この外観の中で、例えば、スライド資料9ページ目上段の写真。二の丸角櫓の写真を撮ると、その周辺の民間の、大変危険な建造物が見えるかと思えます。これについて、これまで取り組んでいるところかと思えます。県道沿いの二の丸角櫓側の建造物は、綺麗で雰囲気はありますが、その前に、こういう危険なビルがあることで、全体の景観を損ねていると思いますので、市議会で何回も問い合わせている点ではありますが、早急に手をつけて、周りの景観も含めて整備していただけたらという要望を加えて、質問を終わります。

執行機関

御指摘のビルの状況ですが、担当課の方に確認いたしまして、通行人の安全確保のため、国道、県道の道路管理者の方で、防護フェンスの設置等の安全対策を行っているところです。

また、水戸市では、ビル所有者に対して指導を行い、修繕方法やその手順、ビルの解体や処分についても積極的に助言するなど、解決に向けて取り組んでいるところでございます。さらに取り組んでいく必要があるとは思いますが。

____副会長

はい。ありがとうございました。市が率先して、まず指定していただくことで、周辺の景観についても、みんなの意識が高まっていくのではないかと思います。

また、既存の民間の施設等で指定したほうが良い建造物もあると思いますが、管理義務が発生しますので、それを市が合理的に進めていく、というようにした方がよいのではないかと思います。

そのほか、いかがでしょう。____委員、お願いします。

___委員

まず、今回の指定の準備にあられた歴史文化財課の皆さんと都市計画課の皆さんに、深い敬意を表します。ここまで、学術的な調査も含めたしっかりとした復元と、それから今日の資料について、素晴らしく整理され、入念に準備された資料をありがとうございます。その上で、3点意見があります。

まず、指定につきましては、___委員の意見に同感で、私も大賛成です。しかし、細かく言うと、先ほど、___委員から御指摘があった点がやはり気になる場所です。水戸市の景観計画の基準の中には、公衆によって容易に望見されるものとあるので、周りの建造物が景観的に問題あるのかなと思います。

次に、先ほども御指摘がありましたが、地域の良好な景観の核として、地域の良好な景観の形成に資する波及効果を目指されているということでした。その波及効果というものが、指定をして、そこに標識を設置するというだけで、その周辺の建造物の管理者の方が、広告物や建造物の修繕をしてくれるのか、そこが本当に期待できるかどうか、分からないところがあります。指定をすること自体は大賛成ですが、その指定の効果が実現するのかどうか。効果という意味が、その建造物自体の効果ではなくて、周辺に対する波及効果が本当に実現するかどうかということになると、おそらく、何らかの合わせ技が必要かと思います。屋外広告物の規制や、景観形成については___副会長のNPO法人等の活動がありますので、そういった市民団体や、あるいは関係の法令、観光部局、経済振興部局等とともに一緒になって、歴史的な価値、市民に対する愛着の醸成等を、連携プレーして合わせ技的に、積極的に行う必要がある。それは都市計画課だけの業務というよりも、偕楽園、千波湖等のいろいろな観光事例があるということと合わせて、いかに核としての価値を波及させるということについて、工夫がいるだろうと思います。水戸学の道のように素晴らしい景観がありますので、そういったところをさらに効果を上げるようにしていただきたいです。

3点目は、PRの方法について、この景観法ができた当時は、その標識を設置すればいいという考えだったと思います。ところが、今はインターネットで動画を出したりユーチューブに出したり、あるいはソーシャルメディア等も、様々なPR方法がありますので、これは市が直接やるのか、あるいは、大学と連携するとか、あるいは市民団体と連携する等の色々な方法があると思います。ぜひ動画を使って、積極的に、効果的で具体的な取り組みにつなげていただきたいと思います。

3点目のPRについては、この審議会の審議事項から外れるかもしれませんが、実質的な効果を出す意味では大きな意義があり、観光客の具体的な増加にも繋がってきますので、ぜひこの指定を契機にして、波及効果についての具体的なPR活動について御検討いただきたいと思います。以上です。

___副会長

貴重な御意見、御提案ありがとうございます。事務局からお願いします。

執行機関

___委員の御意見にお答えします。指定することによる周辺への波及効果という点についてですが、弘道館・水戸城跡周辺地区は平成31年に都市景観重点地区に指定して、例

えば、色彩が派手な看板は彩度を抑えたものとなるよう改修等をお願いしているところです。

具体的な事例としましては、二の丸角櫓の西側の真下にあるコインパーキングの看板について、景観重点地区の指定をした際に、事業者の方に、景観的に重要な視点場であるため、ぜひ、その視点場として配慮していただくような看板に改修できないかとお願いしました。補助金の制度で、改修費の半分以上を補助できるので、それを活用していただきました。改修まで時間はかかりましたが、茶色ベースの落ち着いた色彩の板面にさせていただいて、この事業者の方も御納得した形で御対応くださいました。

また、大手橋に近づいた県道沿い（県道西側）のコインパーキング看板について、こちらの事業者の方は、まちづくりの趣旨を説明させていただいた際に、「例えば、日光などのような歴史的な雰囲気かな」と御納得していただき、費用の半分は補助金を利用して改修していただきました。

今後、景観重要建造物を指定することで、さらに波及効果は上がるのではないかと考えており、こういった取組は引き続き進めていきたいと思っております。

他にも、看板の色彩を落ち着いたものにしていただいた事例が何件かありまして、少しずつ事業者の方にお申し送りしながら御対応いただいているところです。

また、他部署との連携が必要という点につきまして、当然、都市計画課だけではなく、観光部署や歴史文化財課も含めて、いろんな形で市内の連携を図り、また、市外も含めて連携していくことが必要かと思っております。

また、PRの件につきまして、昨年度、「あなたが見つけた水戸の景観30選」を当審議会で選んでいただきましたが、こちらについてもPRを進めているところです。

例えば、それを使用することで水戸の景観を身近に感じていただけるようなクリアファイルを作成しました。

また、前回の審議会では、子どもたちに周知するべきという御意見がありました。教育委員会に御相談しましたところ、教育委員会では、現在ICT教育を推進し、タブレットを使用するなど積極的に取り組んでいるということで、子どもたちがアクセスしやすいよう、子ども向けのホームページを作ってくれないかと打診をいただきました。それを受け、市のホームページの子ども向けのページの中に、景観のページを新たに作成し、それを市内全小中学校にお知らせして、授業等での活用をお願いしました。

そのほか、外国人に対しても、国際交流協会を通して、外国人向けの機関紙に掲載いただくなど、様々な形で積極的な周知や活用を、関係機関等と連携しながら進めているところです。

今回、景観重要建造物に指定がされましたら、積極的なPRを行っていききたいと思っております。御提案いただきましたユーチューブ等も含めて、しっかり検討していきたいと思っております。

委員

地道な取組が素晴らしいと思っておりますので、補助金の確保、補助金の増額も含めて、それから職員の方々の人員確保や連携も含め、展開していただきたいというふうに思います。

最後に、僕も茨城県出身なのですが、文化として質実剛健というか、あまりみせびらかしてPRしないというのは茨城県の県民性な気がしています。どうしても、積極的にPR

するという気持ちが、他の地域よりないのではないかなという思いがあつて。そういう文化と、PRして見せなければならぬという気持ちは、相反する心理的な葛藤があるので。そのところは、水戸の色とか風合いを生かしながら、質実剛健でありながらも、しっかりと相手に届いて評価していただくというところの努力が、具体的な効果に繋がる場所ですので、本来あるメンタリティの質実剛健ではなくて、ぜひ積極的にやっていただきたいと思います。

副会長

ありがとうございます。____委員、お願いします。

委員

指定についてはもちろん賛成です。指定された後の話になりますが、水戸駅に来る方に、周回路の設定が必要だと思います。そういったコース設定があまり見えてこないの、例えば、ボランティアガイドを募集するとか、水戸駅北口ペDESTリアンデッキにコースの案内板を設置するなどの工夫が必要だと思います。

我々が水戸駅前を起点として、そこから周遊するにしてもコースが分からない。ほかの人から周遊した時の話を聞いたところ、三の丸ホテルの方から水戸一高の方を巡った際に、水戸黄門神社等を見過ごしている。そういった案内誘導は、やはり必要だなと思います。

先日、福島県会津若松市七日町に行く機会がありました。そこはちゃんとボランティアガイドがいて、全部案内してくれる。まして、これから観梅のシーズンを迎え、来客数が多いと思いますので、そういったシステムづくりを考えているのかお伺いしたいです。

そのほか、レンタサイクルや、人力車等があれば、季節的に効果的だと思うので、そういったものについてどう考えているのか聞きたい。

副会長

はい。ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。

執行機関

はい。しっかりハードを作りましたので、今後はこれを案内誘導していくことが大事だと思います。しかし、今の時点では不十分だということがあるのかと思います。

現在、観光部署において、案内誘導のために、水戸駅北口から弘道館・水戸城跡と二の丸角櫓を直感的に移動できるような形での表示の設置を検討しているということをお伺いしております。そういったことも含めて検討しているところですが、分かりやすい案内誘導については、しっかりとやっていかなければならない部分かと思います。

また、レンタサイクルや人力車についても、関係部署と連携しながら、そういった手段で景観重要建造物を見ていただく、という取組をしていくことは効果的かと考えます。

加藤都市計画部長

補足しますと、令和3年10月1日に弘道館の前に新たにバス停が設置され、茨城交通の周回バスのコースに弘道館前が新たに設定されました。____委員は御存じかと思いますが、市民には周知されていないということが課題としてあります。まして、観光でいらした方は、バス停があるということを知らないという現状もあるでしょう。

また、昨年に、水戸駅北口ペDESTリアンデッキのタイルの上に、弘道館の方向を示す矢印と、その施設名と距離を入れた茶色ベースのシールを貼る等の取り組みや整備はして

いるものの、なかなか周知されていないことが一番の問題かなと思います。そういったものを、一括で周知する方法というのは、やはり課題だと思います。

___副会長

ありがとうございます。他いかがですか。

___委員

はい。___でございます。指定をするということに関しては、賛成です。

今回、大手門と二の丸角櫓を復元して、そして、完成後直ちに景観重要建造物に指定するという流れを見ると、大手門と二の丸角櫓のために景観重要建造物の指定をするのか、と感じるところがあります。他にも、景観に優れた建造物が色々あると思います。民間の人が所有しているということで、なかなか指定は難しいのかもしれませんが、まずは、このエリアの基本的なものを景観重要建造物に指定していき、それが広がっていくと良いだろうな、ということを感じています。

それともう1つ、これは観光客的な目線ですが、先日弘道館と大手門に行きまして、その時に二の丸角櫓も完成しているから見ていこうということになりました。まず、駐車場がないですね。弘道館の前や大手門の横の方に少し駐車場の整備はされていますが、結局、旧県庁の方に入れました。旧県庁に止めた場合にも駐車場無料になりましたが、その辺のPRが全くされてなくて、結果としては無料にはなりましたが、もう少し周知されるといいなと思いました。

また、大手門を抜けて二の丸角櫓へ行くときに、茨城大学附属小学校と水戸三高の間の道を通っていくのですが、その道中が何とも楽しくない。道の両側が、学校を覗かないように塀で仕切られていて、何とも楽しくないので、建造物の紹介等、工夫があるといいと思いました。

二の丸角櫓に行った後、車にもう一度戻るわけですが、徒歩で来た方たちが二の丸角櫓から出てグルッと回って帰るとなると、距離がありますよね。御高齢の方とか結構大変だろうなと。二の丸角櫓から下の国道に抜けるようなアプローチがあるといいだろうなと思いい、高さがあるので階段があるといいなと思いました。周遊して、楽しく、ちょっとした時間でも行けるというようなアプローチがあるといいだろうと思いました。

執行機関

ただ今の___委員の意見にお答えいたします。弘道館・水戸城跡周辺地区は、今回の指定建造物以外にも、例えば、旧県庁や水道低区配水塔等の素晴らしい公的な建造物がありますので、今回は第1号として大手門と二の丸角櫓を指定いたしますが、今後そういった建造物についても検討して、エリアの中で、景観的に素晴らしいものがあるということを伝えていきたいと思います。

また、駐車場の料金のPRについては、やはり、担当部署と連携しながらしっかり対応できるようにすることが必要かと思いいます。アプローチについては歴史文化財課の方からお答えします。

執行機関

それでは、二の丸角櫓のアプローチについて御説明させていただきます。御意見ありがとうございました。

水戸学の道から二の丸角櫓に向かうまでのアプローチの距離は片道 350mでございます。

往復になると700mで非常に長いです。こちらについては委員の御指摘のように、その間の道幅がかなり狭い、つまらない、歩いて疲れる、という御意見を多く伺っています。幅員につきましては、両側が学校ということで、学校用地の取得等の関係で幅員を3mにさせていただきます、塀の高さは、防犯上の観点からギリギリのラインで設定させていただきました。ただ、そのアプローチを有効活用しない手はないと思っています。来年度以降にはなるかと思いますが、委員がおっしゃられたような、水戸城の歴史が分かるようなパネルの設置等、アプローチを活用した整備や改修を検討しているところでございます。

また、水戸駅方面に土塁を通してダイレクトに降りられる道がないのか、という御意見もいただきました。こちらについては、実は整備前から、そういう案も検討しておりましたが、冒頭に申し上げましたように、今回の整備につきましては、本物志向ということで水戸城本来の旧景に戻す、ということを大原則といたしました。二の丸角櫓や土塀は、外敵の侵入を防ぐという目的がありますことから、土塁の方から外に出入りできるような道は、落城のおそれがあるため、存在しませんでした。そのため、ショートカットできる道は正しい歴史の理解には繋がらないだろうという結果になりました。

加えて、地区全体の整備構想としては、周遊ルートである水戸学の道からアプローチいただき、なるべく弘道館と水戸城跡を滞在する時間を長くするよう定めております。こうした理由により、ショートカットできる道は、見送らせていただいたという経緯があります。説明は以上です。

副会長

はい。ありがとうございました。加藤都市計画部長、お願いします。

加藤都市計画部長

整備が完成してすぐのタイミングで指定とは、準備がいいねという委員の最初の御質問についてお答えします。この復元整備は、大手門については昨年完成して、二の丸周辺については今年度完成しました。景観重要建造物の指定というものは、やはりタイミングが大事だろうということで議会からも御意見をいただきました。やはり、これまで1つとして指定してこなかったということについては、景観行政の取組が弱かった、と反省しているところです。委員からも御指摘あったように、近くには、水道低区配水塔や旧県庁、あるいは旧三菱UFJ銀行、水戸芸術館タワー等があり、これらは十分シンボル性もあり、望見性もあり、ということで、景観重要建造物に指定する十分な要素が備わっていると考えられます。

まず、取組として、これから積極的にやっていくというアピールも含めて、大手門の周辺が完成したこのタイミングで、まず指定させていただきますして、今後、積極的に他の建造物2号3号の指定に向けて取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いします。

副会長

はい。ありがとうございます。水戸二中の見晴らし台に行く道は結構開放的ですが、あそこは、それでよかったのでしょうか。水戸二中のところから那珂川の見晴らし台に行くところは、その間に植木が並んでいて、生徒が丸見えですが。水戸二中はよくて茨城大学附属小学校はだめなのかな。

委員

茨城大学附属小学校はセキュリティの事件もありましたし、国立は、公衆からきちんと

隠しているような気がしますよね。

副会長

はい。御意見いかがでしょうか。

委員

____です。____委員の御質問でも、周辺の看板を茶系にする等の工夫をされているということでございましたが、それに関連しての質問になります。

周辺の建造物に対する建築規制等ができるかというところで、スライド資料9ページ目上段の二の丸角櫓正面①の写真を写していただいてもよいですか。

先ほど、手前の建造物の話題になっていましたが、仮にここを解体して、新たに高い建造物を建てるとなった場合、そこに対して規制をかけて、二の丸角櫓の景観を維持することができるのか、あるいは、今の条例では難しいかどうか教えていただきたいと思えます。

また、細かい点にはなりますが、この二の丸角櫓の「角」という漢字は、この「角」を使っていると思えますが、水戸城大手門等復元整備に関する資料の中の歴史まちづくり散策マップだと、隅田川の「隅」の字を使っていて、これは由来や意味合いがあったのかもしれないませんが、2通りの表記があったので、これはどういう意味合いがお分かりでしたら教えていただければというのが2点目でございます。

3点目はPRについての意見になりますが、皆さんおっしゃっているように、これからPRや認識を高めていくということについて、色々と工夫が必要かなと感じております。大手門については、昨年、再建されたということを知って実際に行きましたが、実は私自身も、二の丸角櫓についてはあまり詳しく存じ上げなくて、国道51号から見た際に二の丸角櫓が出来たことに気づいたという程度の認識しかなく、歩いて行ってこの中を見られるということも、実は今回初めて知ったという次第です。場所が学校の敷地の一部に見えるので、そこに実際行けるということを知らない方もたくさんいらっしゃると思えますので、その辺りは、今後PRに努めていただければと思います。以上です。

副会長

はい。二つ目の質問について、歴史まちづくり散策マップは、私の方で3～4年前に作ったものです。その時には、確かに2つの漢字が使われていました。しかし、その後正式に「角」という字になったと思われまます。そのため、「隅」は間違いですので、直しておきます。そのほかの説明について、事務局お願いします。

執行機関

はじめに、建築規制のお話がありました。建築物の高さの制限として、高度地区がかかっていますが、県道を渡った側（県道の東側）は、高さ15mという規制になりますが、空きビルの場所は最高高さ45mの制限となっています。現状の規制の中では、高い建造物を建てることは可能です。これは都市計画の規制になります。

また、都市景観重点地区の規制についてですが、都市景観重点地区の基準は比較的緩やかな規制になっており、二の丸角櫓への眺めに配慮した高さとするということを定めてはいるものの、強制力のあるような強い規制ではありません。現状ではそうした状況です。

___委員

そうしますと、可能性として、解体して新しく建てる際に景観を遮るものができてしまうということが今の制度ではあり得るということですので、景観の維持という点では、その辺りも条例等で規制をかけていくということを検討していただければと思います。

___副会長

平澤課長お願いします。

平澤都市計画課長

ただいま御指摘のありました、空きビルについてですが、先ほども申し上げましたように、地権者の方と交渉を進めているところでございます。その上で、今のルールでは、高さの規制等、そこまで厳しい規制がないという状況ですが、その交渉の中で地権者の方に、御協力いただけないかといった働きかけは行いたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

___副会長

それでは、その他いかがでしょうか。

___委員

___と申します。私は、毎日のように、大手門と二の丸角櫓、土塀の方を拝見しています。月日とともに、本当に風格が増してきて、景観というのはこういうふうに作られていくということを本当に実感しております。

それから、市民の方がたくさんいらしてくださいまして、県内の方も多いですが。私は、やはり市民の皆さんに、たくさん水戸城跡や弘道館に来ていただけるのはとてもありがたいと思っております。そのため駐車場も満車になってしまうくらいです。今、水戸市の観光課の方と連携をさせていただいて、駐車場の方は検討中でございますので、改善をさせていただきたいと思っております。

今回の指定も、もちろん賛成でございます。指定した後の維持管理についてですが、特に法面の草について、これから結構注目されると思いますので、大変かと思いますが、指定にふさわしいメンテナンスを心がけていただければな、と思います。

また、PRについて、やはり市民の方々に市報等を通して広報いただき、そのほか、小学校や中学校の児童生徒の皆さん方が、大手門を歩いていく姿がすごくいいなと思っておりますので、水戸城跡にある小中学校高校の児童生徒の皆さんにも、特に周知していただければと思います。例えば、簡単なポスターでもいいと思いますので、貼っていただければ、非常に地元の誇りになっていけるようなPRをしていただければと思います。

___副会長

はい、ありがとうございます。

執行機関

はい。では、先ほどの御質問のうち、法面の管理についてお答えしたいと思います。

現在の二の丸角櫓から大手門の南側の土塀の下の一連の範囲につきまして、除草業務委託が約1,000万円を若干超えるような額となっております。

また、全て綺麗にしてしまうと、法枠が露出してしまい、逆に景観を損ねてしまうというような状況になります。

まず、除草する際にも、なるべく法面・法枠が目立たないように、なおかつ、伸びすぎ

ないよう考慮しながら除草を行っていきたいと考えております。

また、毎年の除草業務だけで1,000万円というのは、かなりランニングコストがかかってしまいますので、1年ずつ、少しずつ範囲をずらしながら、景観を損ねないように管理をしていきたいと考えております。説明は以上となります。

執行機関

広報の件についてお答えいたします。今回、景観重要建造物として認められた場合には、市内全域に市報を通して、周知をしていきたいと思いますが、地域の小中学校にも、御提案いただいたポスター等を含めて、皆さんに知っていただけるような努力はしていきたいと思っております。

副会長

ありがとうございます。____委員いかがでしょうか。

委員

大手門や二の丸角櫓が綺麗に立派になっていると、水戸市も良い感じになってきたなと思います。復元の感じを残したいのか、または、観光に力を入れて人を呼び寄せたいのかという、その辺のバランスはどうでしょう。

副会長

観光面か、または本物志向にこだわるというところのバランスですね。これも課題になると思いますが、いかがでしょうか。

執行機関

観光と、歴史の復元のバランスは考えるべきところがあると思います。復元では史実を重視し、本物志向の整備を行うことで、それ自体の価値を高めることになっていくと思います。本物志向のものを整備したことで、それを活用して人を呼び寄せるという考え方も1つあるかと思います。適切なバランスを取りながら、本物を作りつつ、観光面もしっかりとバランスをとっていくということは重要だと思います。

委員

どっちもバランスをとりたいけれど、それで効果を発揮しきれずに終わっちゃうのではないかなという心配もありますよね。その辺りはよろしくお願いします。

副会長

はい。ありがとうございます。それでは、オンラインから____委員いかがでしょうか。

委員

はい。本日は、そちらに行けず申し訳ございません。私の質問もほとんど言い尽くされておりますので、1点だけ質問します。

周辺の景観への波及効果についてですが、二の丸角櫓周辺の広告物については、色彩を直していただいたということが分かりましたが、気になるのは大手橋からの景観です。スライド資料で見せていただいたのは、土堀方向の景観だったのですが、大手橋から見て土堀とは反対方向に見える市街地（県道西側）の屋外広告物の修景はいかがでしょう。

副会長

道路を挟んで反対側の場所でしょうかね。お願いします。

執行機関

____委員がおっしゃった県道沿いのところで、お店やコインパーキング等、色々ありますが、ここに都市景観重点地区をかけたとき、併せて屋外広告物特別規制地区の拡大をして、派手な色彩の看板に規制をかけており、事業者の方では改修していただいた方もいて、改修事例として御紹介した看板や、他にも含めて、事業者さんの方には、規制を守っていただき、落ち着いた色彩の看板にさせていただくよう求めていくことは継続して行っているところです。

今度は景観重要建造物を指定するというでもありますので、さらに景観的にしっかり取り組まなければならないところかと思えます。

____副会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、皆様から御意見いただきましたので、お諮りします。都市計画諮問第1号について承認することで御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

全員賛成ということで、承認することにいたします。

それでは、____会長に代わりまして、答申させていただきます。

令和3年12月3日水戸市長 高橋 靖 様 水戸市都市景観審議会会長____景観重要建造物の指定について答申します。令和3年12月3日付都市景観諮問第1号をもって諮問のあった標記の件については、慎重審議の結果、原案通り異議ありません。

加藤都市計画部長

ありがとうございます。

____副会長

以上で、本日の議事は終了いたします。ありがとうございます。事務局に進行をお返しします。

執行機関

以上をもちまして、令和3年度第1回水戸市都市景観審議会を閉会いたします。

最後に、都市計画部長の加藤より、御挨拶申し上げます。

加藤都市計画部長

改めまして、閉会にあたり一言御挨拶をさせていただきます。非常に貴重な多くの御意見をいただきまして、御審議くださりありがとうございました。今後、より一層景観行政の方に取り組んでいくという認識を改めて持ったところでございます。

本日は、景観重要建造物の指定ということで、今回の指定で第1号となりますが、良好な景観形成のためには、御審議いただいた建造物はもちろんのこと、委員から御指摘いただいたように、法面をはじめとして、道路や民間の建造物といった周辺環境についても、時間はかかりますが、地道に景観の補助も充実させながら、取り組んでいく必要があるのかなと思います。

指定候補の建造物もございますことから、積極的に今後取り組んで参りたいと思いますので、委員の皆様方にも引き続き御協力をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。以上です。

執行機関

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。